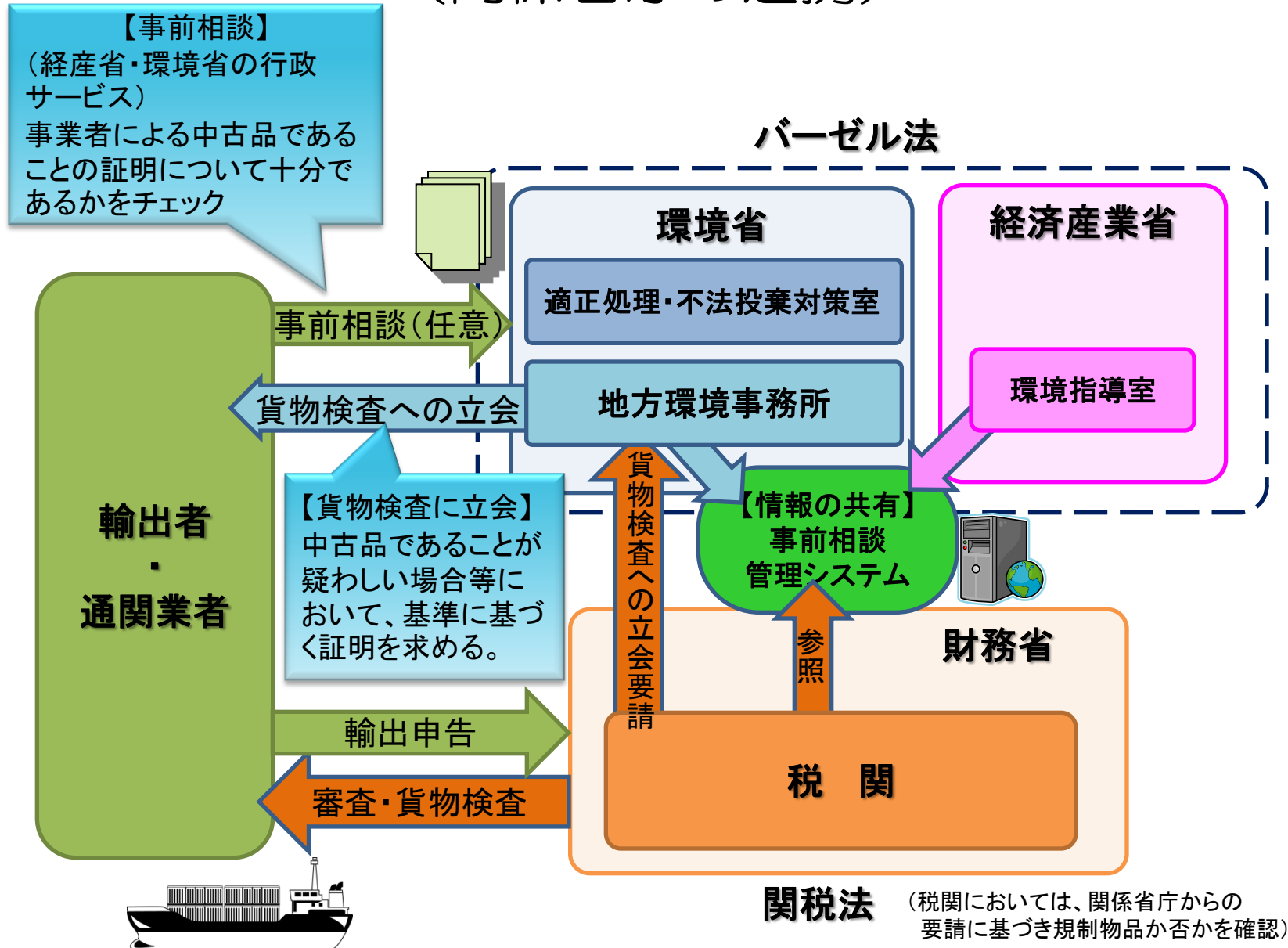


中古品判断基準の 運用について

中古品判断基準の運用に関する次の事項について、妥当であるかご議論頂きたい

1. 中古品判断基準の適用について
2. 情報の蓄積と実効的な水際対策の実施について
3. バーゼル条約 E-wasteガイドラインに関する議論への対応について
4. 中古品であることの証明が十分に行われなかった貨物の扱いについて

1. 中古品判断基準の適用について (関係省庁の連携)



(参考) 水際における税関との連携

税関から不法輸出疑義案件の情報提供

税関検査への立会い

不法輸出の疑い有りと判断した場合

業者へのヒアリングや報告徴収の実施

- ・ 廃棄物処理法規制対象物(廃棄物)か判断
- ・ バーゼル法規制対象物(バーゼル物)か判断

廃棄物等に該当すると判断した場合

- 悪質性等を踏まえて、行政指導、告発等の対応を決定
- 廃棄物等と判断された貨物については、法に基づく対応(国内での適正処理等)を行うよう指導



大型X線検査装置 等による検査



税関検査(コンテナ開披)

1. 中古品判断基準の適用について (輸出者の適用フロー)

■通常のフロー■

■「代替手段」適用時の追加、代替事項■

時点	確認内容
中古販売取引の成立	中古品としての販売実態 【中古基準④、⑤】
仕入検品	年式・外観 【中古基準①】 正常作動性 【中古基準②】
出荷	梱包・積載状態 【中古基準③】
輸出	求めに応じて①～⑤の基準が満たされていることの証明

加えて、

- ✓輸入者との間で、修理完了の報告・修理不能品の返送等を盛り込んだ契約を締結
- ✓輸入後に転売される場合は、輸入者～修理者までの間で、同内容の契約の締結を確認

【正常作動性(基準②)の代替】

- ✓修理不能な物を買取らないための買取基準(型式・製造年等)の整備と運用(修理不能品情報の反映)

【正常作動性(基準②)の代替】

- ✓取引先との契約書、買取基準等により、代替手段の実施が担保されていることを証明

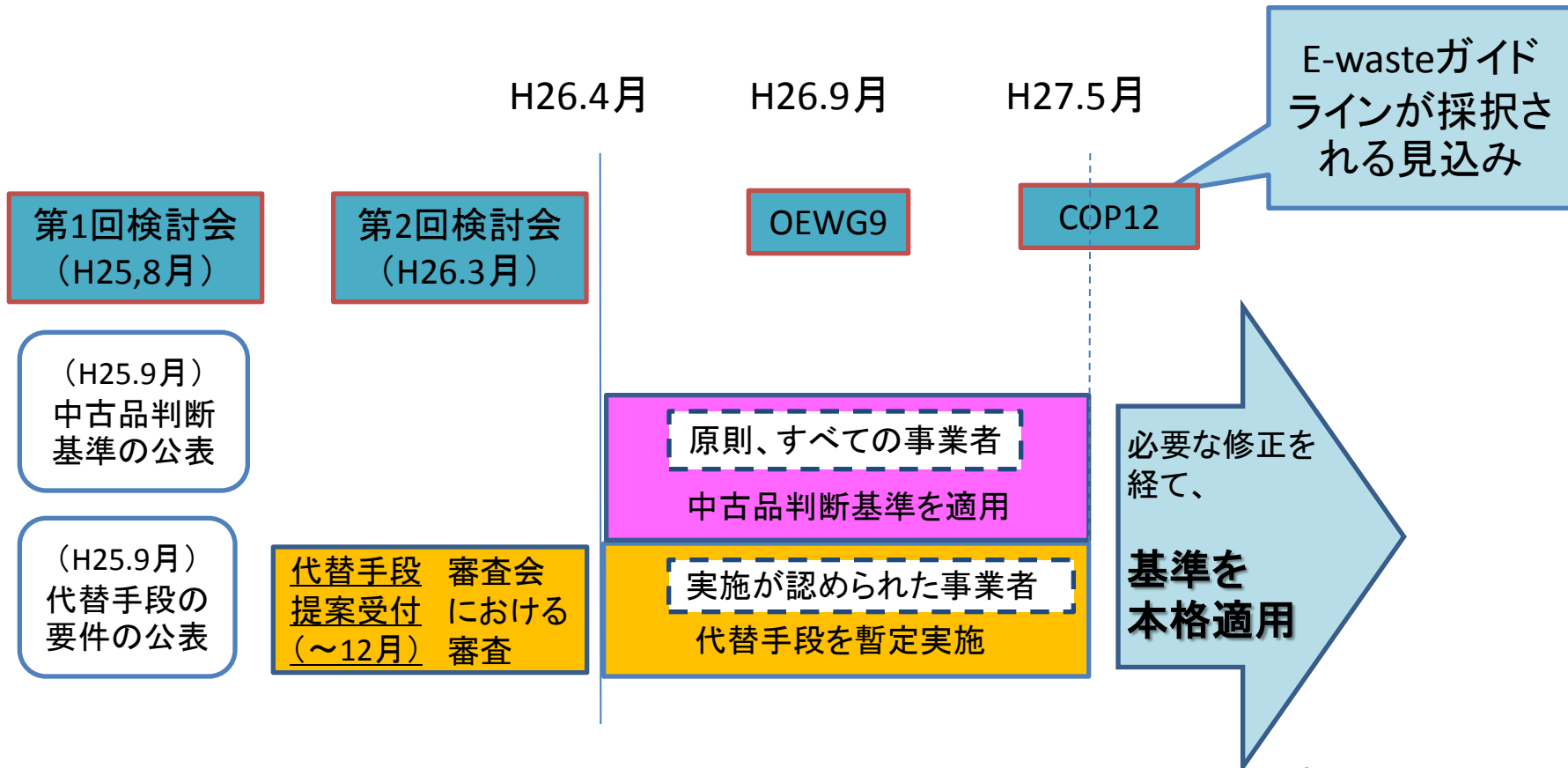
実施状況のフォローアップ

- ✓輸入者～修理者までの取引先情報、修理不能品発生状況等の把握
- ✓代替手段実施状況について、環境省・経済産業省に定期報告
- ✓定期的な現地調査の実施
- ✓環境省等による現地調査への対応

2. 事例の蓄積と実効的な水際対策の実施

- 各基準項目を適用した事例を蓄積、情報を分析、実効的な事前相談や水際対策を継続実施する。
 - 地方環境事務所による貨物検査への積極的な立ち会い等をとおして基準の適用事例における情報を蓄積。
 - 情報を整理・分析し、水際対策の担当官向けに、基準の効果的・効率的な運用のための留意事項を作成。
 - 環境省・経済産業省が行政サービスとして行っている事前相談についても、提出資料や確認事項について、効果的・効率的なチェックを実施。

3. バーゼル条約 E-wasteガイドライン対応



- 基準の適用事例の蓄積をとおして、国際交渉へ必要なインプットを図る。
- 代替手段の実施に関しては、引き続き検証等を行い、国際的議論に耐えうる提案であるかを精査する。
- E-wasteガイドラインが採択された後は、国際的な指針に沿って国内制度の見直しを行う。

4. 中古品であることの証明が十分に行われなかった貨物の扱いについて

- 貨物検査等において、事業者による中古品判断基準に基づく中古品であることの証明が十分に行われなかった場合は、バーゼル法、廃棄物処理法の規制対象物に該当する可能性がある。
- 廃棄物への該当/非該当は、廃棄物処理法に基づく「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(平成24年3月19日付け通知)に基づき総合的に判断。
- バーゼル法規制対象物への該当/非該当は、機器の有害性分析を求めるなどして判断する。今後、有害性の判断を容易にするための指針等の検討を行うことが求められる。